

一般競争入札関係配付資料

平成 31 年度

歴代宝案訳注本第 4・5・6・12・14 冊デジタル化・テキスト化業務

1 入札説明書

2 様式等

- (1) 入札保証金免除に係る業務実績証明書（第 5 号様式）
- (2) 入札書（第 6 号様式）および記入例
- (3) 委任状（第 7 号様式）および記入例

入札説明書

1 公告日

平成31年4月16日

2 委託業務名

平成31年度 歴代宝案訳注本第4・5・6・12・14冊デジタル化・テキスト化業務

3 入札方法等

(1) 入札書の様式は、第6号様式に定める。

(2) 入札書は書面により、直接持参して提出すること。

(3) 入札の方法

ア 入札参加者は、入札執行に先立ち、入札保証金の確認を受けること。

イ 入札参加者は、入札執行に先立ち、一般競争入札参加資格確認通知書の写しを提出すること。

ウ 代理人がする入札の場合は、本人の委任状を持参すること。なお、委任状の様式は第9号様式に定める。

エ 落札決定にあたっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは、取りやめることがある。

4 入札保証金

入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第100条の規定により、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。ただし、次の各号の一に該当すると認められる場合は入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出するとき。

(2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合。

5 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、当該無効入札をした者は、6(3)により再度入札を行う場合において、これに加わることができない。

(1) 沖縄県財務規則第126条各号の一に該当する入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反する入札は、無効とする。

- ① 入札参加資格のない者のした入札
- ② 同一人か同一事項についてした2通以上の入札
- ③ 2人以上の者から委託を受けた者が行った入札
- ④ 委任状を持参しない代理人のした入札
- ⑤ 入札書の表記金額を訂正した入札
- ⑥ 入札書の表記金額、氏名、印影若しくは重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- ⑦ 入札条件に違反した入札
- ⑧ 連合その他不正の行為があった入札
- ⑨ 入札保証金が所定の金額に達しない者のした入札

(2) 一般競争入札参加資格の確認を受けた者の入札であっても、開札時において一般競争入札参加資格要件を満たさない者のした入札は、無効とする。

6 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする（地方自治法施行令第167条の9）。
- (3) 入札は再度入札も含めて3回までとする。ただし、上記5の無効の入札をしたものの、再度の入札への参加を認めない。再度入札に付しても落札者の無いときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、最低価格提示者との随意契約ができるものとする。

7 契約保証金

落札者は、沖縄県財務規則第101条の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の各号の一に該当すると認められる場合は契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 保険会社との間に本県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合。